

富山市公設地方卸売市場再整備事業

事業者選定基準

令和2年10月

富山市

## 目 次

<b>第 1</b>	<b>本書の位置づけ</b> .....	<b>1</b>
<b>第 2</b>	<b>事業者選定の概要</b> .....	<b>1</b>
2.1	事業者選定方式 .....	1
2.2	事業者選定方法 .....	1
2.3	事業者選定の体制 .....	1
<b>第 3</b>	<b>審査方法</b> .....	<b>2</b>
3.1	応募登録書類に係る審査 .....	3
3.2	事業提案書に係る審査 .....	3
<b>第 4</b>	<b>優先交渉権者の決定</b> .....	<b>4</b>

別紙 1 審査事項の詳細内容

## 第 1 本書の位置づけ

富山市公設地方卸売市場再整備事業に係る事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、富山市（以下「本市」という。）が富山市公設地方卸売市場再整備事業（以下「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）を選定するための方法及び評価基準等を示したものであり、応募者に公表する富山市公設地方卸売市場再整備事業に係る事業提案募集要項と一体のものである。

## 第 2 事業者選定の概要

### 2.1 事業者選定方式

事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、本事業で対象とする公共施設の整備及び事業者の自由提案による民間施設の整備・運営について、本市の要求するサービス水準との適合性、事業遂行能力や事業計画の妥当性、資金調達計画の確実性、リスク負担能力等、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価し、優先交渉権者を決定するものとする。

### 2.2 事業者選定方法

事業者の選定は、「応募登録書類に係る審査」及び「事業提案書に係る審査」により行うものとする。

「応募登録書類に係る審査」においては、応募者の資格、資力及び信用等、資格要件に係る適否について本市が審査する。また、「事業提案書に係る審査」においては、まず、提案内容等が要求水準を満たしているか否かについて、本市が確認したうえで、「審査事項に係る評価」及び「提案価格に係る評価」を行う。

### 2.3 事業者選定の体制

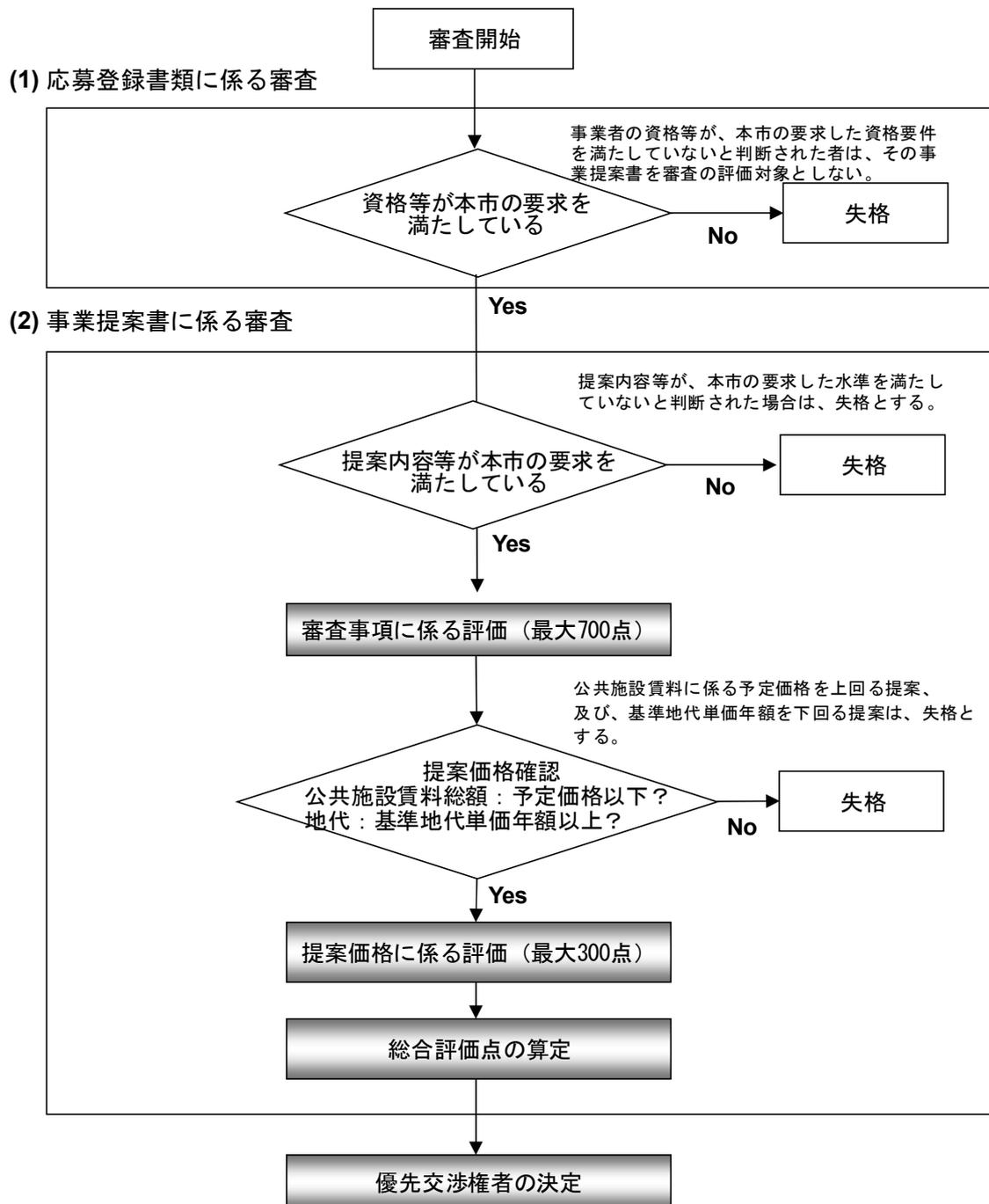
「審査事項に係る評価」にあたっては、本市が設置した「富山市公設地方卸売市場再整備事業者検討会議（以下「検討会議」という。）」の委員が応募者から提出された事業提案書の審査を行い、その結果を本市に報告する。本市は、検討会議の意見に基づき、優先交渉者を決定する。検討会議は、地方自治法第 138 条の 4 の規定に基づき、下表に掲げる委員をもって組織する。

表. 委員一覧

座 長	三浦 良平（富山市副市長）
委 員	高山 純一（金沢大学名誉教授（前 理工研究域 地球社会基盤学系系長））
委 員	長尾 治明（富山国際大学名誉教授（前 「地（知）の拠点大学」事業推進室長、現代社会学部教授）
委 員	中村 和之（富山大学副学長、経済学部教授）
委 員	山口 忠司（富山市農林水産部長）

### 第3 審査方法

審査の手順は、次のとおりとする。



### 3.1 応募登録書類に係る審査

本市は、応募登録書類に基づき、応募者の資格、資力及び信用等、資格要件に係る適否について審査し、資格要件を満たしていないと判断した応募者は失格とする。

### 3.2 事業提案書に係る審査

#### (1) 審査事項に係る評価

提案内容等が要求水準を満たしているか否かについて、本市が確認したうえで、検討会議が「審査事項に係る評価」を行う。具体的な提案内容の評価については、以下に示す審査事項ごとに加点比率の基準に応じて得点（加点）を付与するものとし、最大700点とする。審査事項の詳細については「別紙1 審査事項の詳細内容」に示す。なお、審査事項の評価点の計算に当たっては、その合計点の小数点以下第2位を四捨五入するものとする。また、この「審査事項に係る評価」の過程において、要求水準を満たしていないことが判明した場合には失格とする。

なお、参加者が多数となった場合には、応募登録書類及び事業提案書により第1次審査を行い、ヒアリング等への参加者の絞り込みを行う場合がある。

審査事項	配点	備考
① 事業計画に関する事項	130	配点の割合:最大700点中18.5%
② 市場施設の施設計画に関する事項	160	〃 22.9%
③ 民間収益施設の施設計画に関する事項	160	〃 22.9%
④ 建設等に関する事項	70	〃 10.0%
⑤ 維持管理に関する事項	30	〃 4.3%
⑥ 事業効果に関する事項	150	〃 21.4%
合計	700	

#### 【加点比率の基準】

	評価水準	加点比率 (評価点=配点×加点比率)
A	要求水準については期待を上回っており、アイデアも期待以上である。	各項目の配点×1
B	要求水準については期待を上回っており、アイデアも評価できる。	各項目の配点×3/4
C	要求水準については期待したとおりであり、アイデアも評価できる。	各項目の配点×1/2
D	要求水準については満たしているが、アイデアに工夫がほしい。	各項目の配点×1/4
E	要求水準については満たしているが、アイデアに工夫がない。	各項目の配点×0

